



第53期 定時株主総会 招集ご通知

2020年4月1日～2021年3月31日

日 時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時

場 所

静岡県静岡市葵区昭和町6番の2
アイワンビル
7階アイワンホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議
事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 役員賞与支給の件
- 第5号議案 取締役報酬額改定の件

目 次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
(添付書類)	
事業報告	15
連結計算書類	35
計算書類	39
監査報告書	44

書面による議決権行使期限

2021年6月24日（木曜日）午後6時まで

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、開催日時点での感染状況やご自身の体調をご確認の上、マスク着用などの感染防止にご配慮いただき、ご来場賜りますようよろしくお願い申し上げます。株主総会の議決権行使は、書面による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。

また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

ヨシコン株式会社

証券コード：5280

株 主 各 位

静岡県静岡市葵区常磐町一丁目4番地の12

ヨ シ コ ン 株 式 会 社

代表取締役社長 吉 田 尚 洋

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県静岡市葵区昭和町6番の2
アイワンビル 7階アイワンホール

3. 目的事項

報告事項

1. 第53期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）
連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第53期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 役員賞与支給の件
- 第5号議案 取締役報酬額改定の件

以 上

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年6月25日(金曜日) 午前10時

場 所

静岡県静岡市葵区昭和町6番の2
アイワンビル 7階アイワンホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

書面（郵送）による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

行使期限

2021年6月24日(木曜日) 午後6時

- ・株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト (<https://www.yoshicon.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
- ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.yoshicon.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績、今後の事業展開のための内部留保等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項
 - (1) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 400,000,000円
 - (2) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 400,000,000円
2. 期末配当に関する事項
 - (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金47円 総額352,398,527円
 - (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月28日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役吉田立志、吉田尚洋、大塚達郎、笠原弘道、秋野徹、高田辰男、杉本貞章、赤堀一通の8名は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了いたします。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏 名	現在の当社における地位および担当
1	再任	よし だ たつ し 吉 田 立 志	代表取締役会長
2	再任	よし だ なお ひろ 吉 田 尚 洋	代表取締役社長
3	再任	おお つか たつ ろう 大 塚 達 郎	専務取締役不動産開発事業本部長兼エンブルマネジメント事業本部長
4	再任	たか だ たつ お 高 田 辰 男	取締役エンブルマネジメント事業本部副本部長
5	再任	すぎ もと さだ あき 杉 本 貞 章	取締役経営管理本部長
6	新任	か わ い やす じ 河 合 康 次	執行役員不動産開発事業本部副本部長兼不動産開発二部長
7	新任	あり おか ひろ なり 有 岡 大 成	執行役員不動産開発事業本部副本部長兼不動産開発一部長
8	再任	あか ほり かず みち 赤 堀 一 通	社外取締役 社外取締役

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数	当社との 特 別 の 利害関係
1	よしだ たつし 吉 田 立 志 (1951年 9月13日生)	1975年 9 月 当社入社 1977年 7 月 取締役 1989年 4 月 専務取締役 1996年 6 月 代表取締役専務 2000年 4 月 代表取締役副社長 2005年 6 月 代表取締役社長 2019年 4 月 代表取締役会長(現任) (選任理由) 同氏は、入社以来長年にわたり当社経営全般に携わり、在任期間中の当社の企業価値向上に寄与した実績と、経営者としての豊富な経験や高い見識は、今後も当社の取締役の職務に充分資するものと判断したため、取締役としての選任をお願いするものであります。	株 239,340	な し

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 要 地、 兼 担、 職 当、 の 状 び 況	所有する当社 の株式の数	当社との 特 別 の 利害関係
2	よしだ なお ひろ 吉 田 尚 洋 (1975年 6月24日生)	1999年 2 月 当社入社 2006年 4 月 不動産開発事業本部市場開発部長 2007年 3 月 不動産開発事業本部副本部長兼企画 室長 2007年 6 月 取締役不動産開発事業本部副本部長 兼企画室長 2009年 7 月 常務取締役管理本部長兼不動産開発 事業本部副本部長兼企画室長 2012年 2 月 常務取締役経営管理本部長兼不動産 開発事業本部副本部長兼企画室長 2013年 4 月 代表取締役副社長 2015年 4 月 代表取締役副社長兼経営管理本部長 2019年 4 月 代表取締役社長(現任) (選任理由) 同氏は、入社以来長年にわたり当社事業に携わり、その間に経営全 般、不動産営業部門や経営管理部門の要職を歴任した豊富な経験や高 い見識は、今後も当社の取締役の職務に充分資するものと判断したた め、取締役としての選任をお願いするものであります。	株 240,050	な し

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 重 要 な 地 位、 担 当 の 職 及 び 状 況	所有する当社 の株式の数	当社との 特 別 の 利害関係
3	おお つか たつ ろう 大 塚 達 郎 (1951年 12月5日生)	2005年 6 月 当社入社 取締役市場開発部長 2006年 4 月 取締役不動産開発本部長 2007年 3 月 常務取締役不動産開発事業本部長 2016年 4 月 専務取締役不動産開発事業本部長兼 エンブルマネジメント事業本部長兼 不動産証券化プロジェクト室長 2017年 3 月 専務取締役不動産開発事業本部長兼 エンブルマネジメント事業本部長兼 不動産開発一部長兼不動産開発二部 長兼エンブルネット部長 2018年 3 月 専務取締役不動産開発事業本部長兼 エンブルマネジメント事業本部長兼 エンブルネット部長兼マンション管 理部長 2020年 6 月 専務取締役不動産開発事業本部長兼 エンブルマネジメント事業本部長兼 エンブルネット部長 2021年 3 月 専務取締役不動産開発事業本部長兼 エンブルマネジメント事業本部長 (現任)	株 20,200	な し
		(選任理由) 同氏は、入社以来長年にわたり当社事業に携わり、その間に不動産 営業部門の要職を歴任した豊富な経験と高い見識は、今後も当社の取 締役の職務に充分資するものと判断したため、取締役としての選任を お願いするものであります。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 要 地 位、 な 兼 担 当 及 び 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数	当社との 特 別 の 利害関係
4	たかだ たつお 高 田 辰 男 (1956年 1月11日生)	1995年 4 月 当社入社 1997年 4 月 不動産開発部設計室長 2001年 4 月 フューチャー事業部一級建築士事務所 所長 2005年 6 月 執行役員不動産開発事業本部一級建 築士事務所長 2010年 6 月 取締役不動産開発事業本部一級建築 士事務所長兼エンブルネット事業部 長 2012年12月 取締役レジデンス事業本部副本部長 兼エンブル事業部長 2015年 4 月 取締役エンブルマネジメント事業本 部副本部長兼エンブルマネジメント 部長 2017年 3 月 取締役エンブルマネジメント事業本 部副本部長兼プランニング部長兼マ ネジメント部長 2018年 3 月 取締役エンブルマネジメント事業本 部副本部長兼プランニング部長兼コ ンストラクション部長 2021年 3 月 取締役エンブルマネジメント事業本 部副本部長 (現任) (選任理由) 同氏は、入社以来長年にわたり当社事業に携わり、その間に建築設 計部門や不動産管理部門の要職を歴任した豊富な経験と高い見識は、 今後も当社の取締役の職務に充分資するものと判断したため、取締役 としての選任をお願いするものであります。	株 8,400	な し

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 要 地、 兼 担、 当 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数	当社との 特 別 の 利害関係
5	すぎもと さだあき 杉 本 貞 章 (1963年 7月6日生)	1987年 4 月 当社入社 1998年 3 月 管理部次長兼管理課長 2000年 4 月 マネジメントサービス部長 2002年 4 月 ベンチャープロダクト部総務部長 2004年 4 月 管理部長 2005年12月 不動産開発事業本部管理部長 2007年 7 月 執行役員管理本部管理部長 2012年 2 月 執行役員経営管理部長 2015年 4 月 執行役員経営管理本部副本部長兼経 営管理部長 2019年 6 月 取締役経営管理本部長（現任） （選任理由） 同氏は、入社以来長年にわたり当社事業に携わり、その間に不動産 管理部門や経営管理部門の要職を歴任した豊富な経験と高い見識は、 当社の取締役の職務に充分資するものと判断したため、取締役として の選任をお願いするものであります。	株 10,400	な し

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 重 要 な 地 位、 担 当 の 職 及 び 状 況	所有する当社 の株式の数	当社との 特 別 の 利害関係
6	かわい やすじ 河 合 康 次 (1962年 12月15日生)	1994年 5 月 当社入社 2001年 4 月 フューチャー事業部地域開発グル ープ長 2005年 2 月 不動産開発事業本部地域開発部長 2011年 2 月 執行役員不動産開発事業本部地域開 発部長 2012年 2 月 執行役員レジデンス事業本部副本部 長兼マンション開発部長 2018年 3 月 執行役員不動産開発事業本部市場開 発部長 2019年 3 月 執行役員不動産開発事業本部不動産 企画部長 2021年 3 月 執行役員不動産開発事業本部副本部 長兼不動産開発二部長（現任） （選任理由） 同氏は、入社以来長年にわたり当社事業に携わり、その間に不動産 営業部門の要職を歴任した豊富な経験と高い見識は、今後も当社の取 締役の職務に充分資するものと判断したため、取締役としての選任を お願いするものであります。	株 900	な し

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 要 地、 な 兼、 担 当、 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数	当社との 特 別 の 利害関係
7	ありおか ひろなり 有 岡 大 成 (1978年 12月26日生)	2001年 4 月 当社入社 2011年 2 月 不動産開発事業本部市場開発部第二 課長 2015年 4 月 不動産開発事業本部不動産開発部住 宅開発課長 2017年 3 月 不動産開発事業本部不動産開発二部 副部長 2018年 3 月 不動産開発事業本部不動産開発部長 2019年 3 月 執行役員不動産開発事業本部不動産 開発部長 2021年 3 月 執行役員不動産開発事業本部副本部 長兼不動産開発一部長（現任） （選任理由） 同氏は、入社以来長年にわたり当社事業に携わり、その間に不動産 営業部門の要職を歴任した豊富な経験と高い見識は、今後も当社の取 締役の職務に充分資するものと判断したため、取締役としての選任を お願いするものであります。	株 1,300	な し

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数	当社との 特 別 の 利害関係
8	あかほり かずみち 赤 堀 一 通 (1949年 1月27日生)	1978年 2 月 土地家屋調査士兼行政書士事務所開業 1997年 5 月 静岡県土地家屋調査士会常任理事就任 2001年 4 月 静岡県土地家屋調査士会静岡市支部長就任 2015年 5 月 静岡県土地家屋調査士会長就任（現任） 2015年 6 月 当社社外取締役就任（現任） （選任理由） 同氏は、社外取締役になること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、土地家屋調査士としての専門的な知識や長年の経験等を踏まえて、取締役会において適宜質問し、専門的な立場から意見を述べるなどして当社の経営に生せることを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。	株 3,000	な し

- (注)
1.

赤堀一通氏は、社外取締役候補者であります。
2.

赤堀一通氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役渡辺隆之氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、安本守男氏は渡辺隆之氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、 重要な 地兼 職位 の 及 状 況	所有する当社の株式の数	当社との特別の 利害関係
やすもと 安本 守男 (1953年 10月13日生)	1972年4月 静岡県巡査採用 2007年3月 御殿場警察署長 2010年3月 刑事部組織犯罪対策局長 2011年3月 警視正昇任 静岡県警察本部警務部参事官兼首席監察官	株	な し
	2013年4月 静岡県警察本部交通部長 2014年3月 同上退職 2014年6月 株式会社芙蓉リサーチ代表取締役社長 2019年7月 株式会社芙蓉リサーチ監査役(現任) (選任理由) 同氏は、長年警察業務に従事し、培われた専門的な知識・経験を当社の監査体制に生かせることを期待し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。	－	

(注) 安本守男氏は、社外監査役候補者であります。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役5名に対し、当期の業績等を総合的に勘案して、役員賞与総額144,000千円を支給することといたしたいと存じます。本議案につきましては、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき決定したものであり、社外取締役及び社外監査役に諮問した結果特段反対すべき問題は見受けられなかったため、相当であるものと判断しております。

第5号議案 取締役報酬額改定の件

取締役の報酬額は、2015年6月19日開催の第47期定時株主総会において、年額400,000千円以内（使用人兼務役員の使用人分の給与は含まない）としてご承認いただき現在に至っておりますが、その後の経営環境の変化への対応並びに経営体制のより一層の充実等のため、取締役の報酬額を年額500,000千円以内（うち社外取締役分は1,000千円以内。また使用人兼務役員の使用人分の給与は含まない）と改定いたしたいと存じます。本議案につきましては、社外取締役及び社外監査役へ諮問した結果特段反対すべき問題は受けられなかったため、相当であるものと判断しております。

なお、2019年6月18日開催の第51期定時株主総会において、前記の当社取締役の報酬額とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度に基づき支給する金銭報酬債権の総額を年額200,000千円以内とすることにつきご承認いただいておりますが、本議案に基づく改定後の当社取締役報酬額にも、当該譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬は含まれないものといたしたいと存じます。

また、現在の取締役の員数は8名（うち社外取締役1名）であり、第2号議案が原案どおり承認可決されましても取締役は現行どおりの8名（うち社外取締役1名）となります。

以 上

事業報告

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

I 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、極めて厳しい状況で推移いたしました。新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞時期から、緊急事態宣言解除後に段階的に経済活動が引き上げられたものの、2021年1月には再び緊急事態宣言が発令され、感染拡大と抑え込みを繰り返しながら、最近では変異ウイルスの感染も広がっており不透明な状況で推移いたしました。また、海外経済も新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済停滞の長期化や米中貿易摩擦の影響が引き続き懸念されることから先行きは予測を許さない状況で推移いたしました。

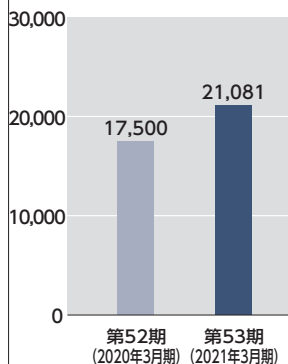
当社グループが属する不動産業界でも厳しい状況で推移いたしました。このような環境下にあって当社グループの不動産事業分野では、流動性の高い不動産を確保し企業誘致や宅地造成などの提案や在庫分譲マンションの早期完売などの積極的な営業活動を推進してまいりました。また、資産運用会社が不動産投資法人を設立するなど不動産証券化事業の活動を一層強化してまいりました。

建設土木業界に属するマテリアル事業分野では、工場やラインの集約化及び製品群の絞り込みなど生産性の向上や原価低減に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は210億81百万円（前連結会計年度比20.5%増）、営業利益は16億58百万円（前連結会計年度比127.8%増）、経常利益は24億21百万円（前連結会計年度比102.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は14億60百万円（前連結会計年度比40.5%増）となりました。

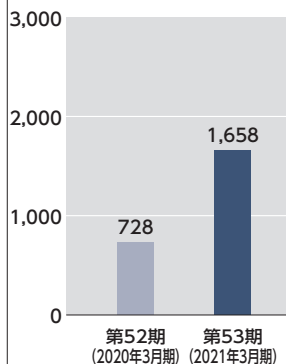
売上高

(単位:百万円)



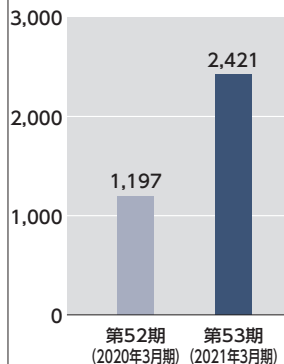
営業利益

(単位:百万円)



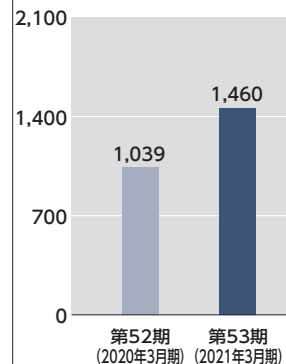
経常利益

(単位:百万円)

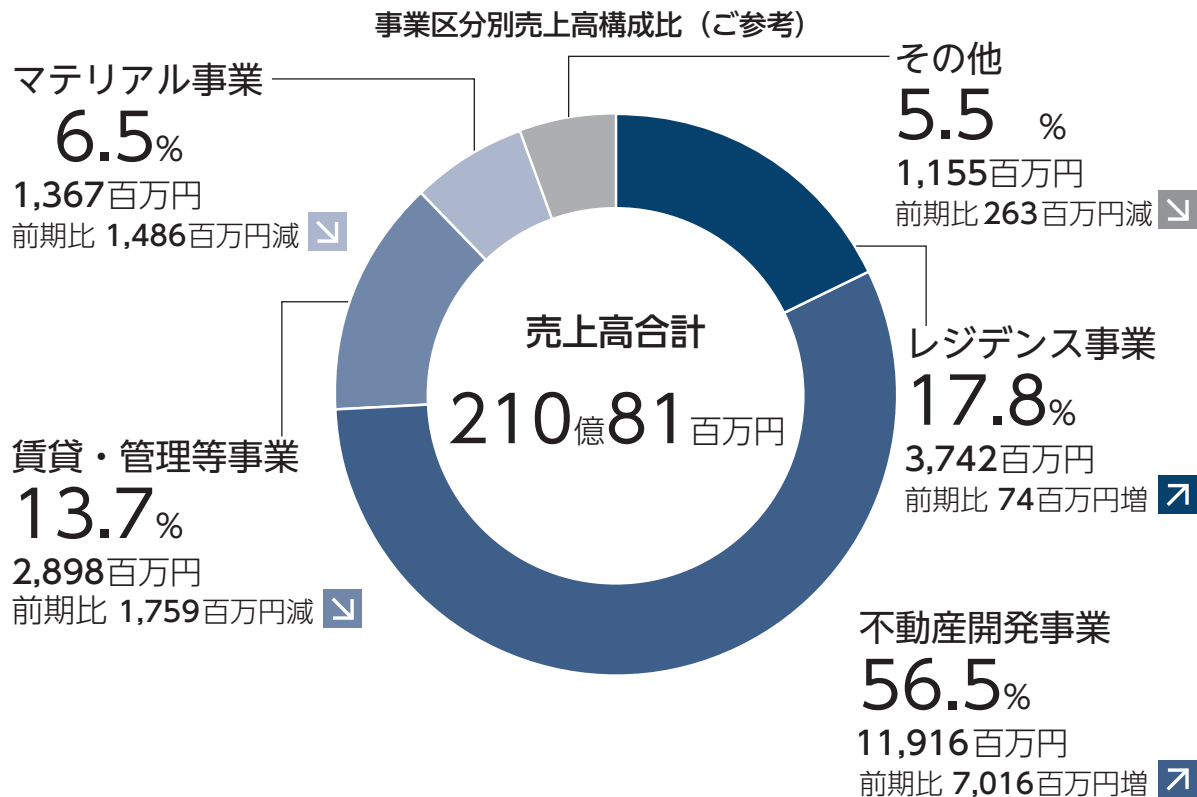


親会社株主に帰属する当期純利益

(単位:百万円)



セグメント別業績



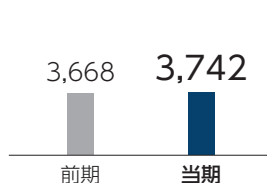
区分	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比増減(△)
レジデンス事業	3,668	3,742	74百万円 (2.0%)
不動産開発事業	4,900	11,916	7,016百万円 (143.2%)
賃貸・管理等事業	4,658	2,898	△1,759百万円 (△37.8%)
マテリアル事業	2,854	1,367	△1,486百万円 (△52.1%)
その他	1,419	1,155	△263百万円 (△18.6%)
合計	17,500	21,081	3,580百万円 (20.5%)

セグメントの業績は次のとおりであります。

レジデンス事業

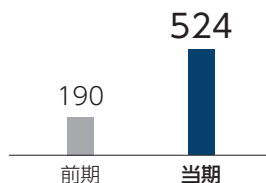
■ 売上高

(単位：百万円)



■ セグメント利益

(単位：百万円)



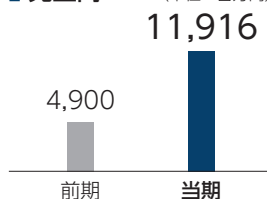
レジデンス事業におきましては、新規一棟売りマンションや在庫分譲マンションの引渡しが行われたことにより、増収増益となりました。

この結果、売上高は37億42百万円（前連結会計年度比2.0%増）、セグメント利益は5億24百万円（前連結会計年度比176.2%増）となりました。

不動産開発事業

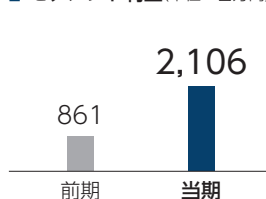
■ 売上高

(単位：百万円)



■ セグメント利益

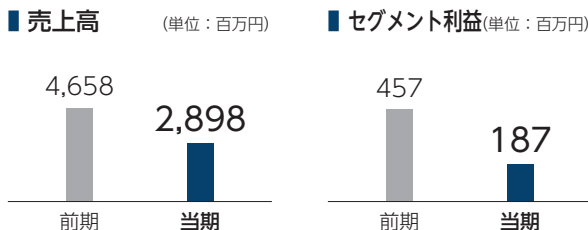
(単位：百万円)



不動産開発事業におきましては、分譲宅地や商工業施設用地の引渡しが順調に行われたことなどにより、大幅な増収増益となりました。

この結果、売上高は119億16百万円（前連結会計年度比143.2%増）、セグメント利益は21億6百万円（前連結会計年度比144.4%増）となりました。

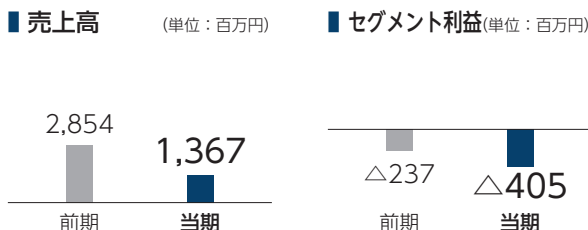
賃貸・管理等事業



賃貸・管理等事業におきましては、食品メーカー工場の大型請負工事の引渡しがあった前連結会計年度に比べ、減収減益となりました。

この結果、売上高は28億98百万円（前連結会計年度比37.8%減）、セグメント利益は1億87百万円（前連結会計年度比59.0%減）となりました。

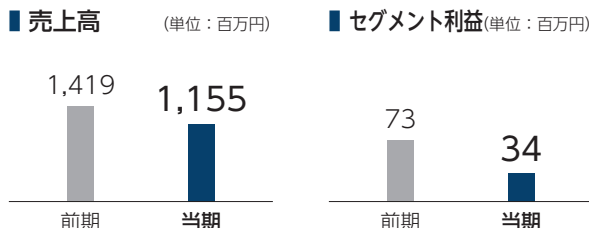
マテリアル事業



マテリアル事業におきましては、減収減益（セグメント損失）となりました。工場集約化・製品群の絞り込みや原価低減努力を実施してまいりましたが、期待通りの成果が得られず、製品製造部門より撤退することとなりました。なお、その決定に伴い特別損失60百万円を計上しております。

この結果、売上高は13億67百万円（前連結会計年度比52.1%減）、セグメント損失は4億5百万円（前連結会計年度は2億37百万円のセグメント損失）となりました。

その他



その他事業におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い飲食店での業務用缶飲料の買い控えなどで、缶飲料製造の売上高が減少したことなどにより、減収減益となりました。

この結果、売上高は11億55百万円（前連結会計年度比18.6%減）、セグメント利益は34百万円（前連結会計年度比52.8%減）となりました。

なお、記載金額には消費税等は含まれておりません。

2 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、新型コロナウイルス感染症や米中貿易摩擦の影響により景気の先行きは極めて不透明な状況が続くと思われます。しかし新型コロナウイルス感染症のワクチン接種開始や東京オリンピック・パラリンピックの開催予定など少しずつ先が見え始めてきている兆候も見受けられます。

このような状況下、当社グループは、新型コロナウイルス感染症収束後を見据え、新たな行動指針を定めました。まず、競争力の根源となる財務基盤の堅持と高度な人材教育による持続可能な企業経営を実現すること。次に、時代の変化をチャンスと捉えイノベーションにより新事業を創造すること。最後に、事業の選択と集中及び利益効率の最大化による企業の豊かさを実現すること。これらを指針に、未来型企业としての総合街づくり企業『ヨシコン』を目指してまいります。

セグメントごとの見通しを示すと次のとおりであります。

<レジデンス事業>

レジデンス事業におきましては、設計から販売、販売後のマンション管理までのトータルサービスに強みがあり、その強みを生かし、在庫分譲マンション及び新規一棟売りマンションの提供を引き続き行ってまいります。また、様々な土地情報及び中長期の事業用地の取得に注力し、自社開発案件を積極的に進めてまいります。

＜不動産開発事業＞

不動産開発事業におきましては、企業誘致物件や分譲宅地物件などの開発不動産物件を積極的に確保し、ニーズに合致した商業・工業・物流施設の誘致及びスマート住宅団地や優良田園住宅など分譲宅地の企画・開発・販売を行い、総合デベロッパーとしての基盤をより強固なものとしてまいります。また、不動産証券化事業への取組みとして、不動産投資法人の設立を機に今後より一層収益不動産の獲得を強化してまいります。

＜賃貸・管理等事業＞

賃貸事業におきましては、店舗、事務所など商業施設や居住用施設のリーシング活動の強化とともにリノベーション活動への取組みを強化してまいります。

管理事業におきましては、安心で安全な居住生活を提供する分譲マンションの管理や快適なビジネス生活をサポートする管理を維持・向上する体制の確立を目指してまいります。また、設計・工事部門におきましては、商品力の高い設計の提案や不動産開発事業との連携をより密にし建物請負工事受注と品質の高い建築物の提供を目指してまいります。

＜マテリアル事業＞

マテリアル事業におきましては、今般製品製造部門より撤退いたしました。今後は工場設備を有しないファブレスの考えを礎とし、製品企画等を強みとする営業活動を実施してまいります。

＜その他＞

その他事業におきましては、食を通して心と体の「健康」を実現するサービスの提供と、飲料事業におきましては、さらなる売上高の増加と工場高稼働率の維持により原価低減に取り組むことに加え、高付加価値製品の開発に取り組む、安定的な経営基盤の構築を目指してまいります。

これらにより、当社グループの連結通期の業績予想といたしましては、売上高220億円、営業利益24億円、経常利益25億円、親会社株主に帰属する当期純利益15億50百万円を見込んでおります。

3 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は12億47百万円となりました。その主なものは、東海道リート投資法人の物件取得等によるものであります。

なお、資金調達の状況につきまして、特記すべき事項はありません。

4 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務承継の状況

該当事項はありません。

7 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

8 財産および損益の状況の推移

区 分	第50期 (2018年3月度)	第51期 (2019年3月度)	第52期 (2020年3月度)	第53期 (当連結会計年度) (2021年3月度)
売 上 高 (千円)	21,823,430	21,777,967	17,500,654	21,081,553
経 常 利 益 (千円)	3,174,196	2,537,027	1,197,633	2,421,690
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (千円)	2,184,072	1,636,066	1,039,514	1,460,486
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	302.53	226.75	142.86	196.40
総 資 産 額 (千円)	30,659,301	35,178,208	37,261,904	37,247,417
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	2,487.22	2,672.07	2,747.83	2,853.14

9 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 ワ イ シ ー シ ー	30,000千円	100.0%	不動産賃貸業
株 式 会 社 Y C F	10,000千円	100.0%	飲食事業、衣料品事業
株 式 会 社 Y C L	40,000千円	100.0%	清涼飲料水の製造販売業、食品等の開発業
東海道リート・マネジメント株式会社	100,000千円	100.0%	不動産投資法人の資産運用会社としての業務
株 式 会 社 Y C A	10,000千円	49.0%	農産物の生産・加工・販売
東 海 道 リ ー ト 投 資 法 人	1,394,000千円	100.0%	中長期にわたる資産の運用（主として不動産等資産）

(注) 1. 連結子会社は上記の重要な子会社6社であります。

2. 株式会社YCFに対する議決権比率のうち、間接所有によるものは0.2%であります。

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

10 主要な事業内容

レジデンス事業

マンション分譲、一棟売りマンションの販売、戸建住宅の販売

不動産開発事業

不動産の売買、仲介、信託受益権販売業

賃貸・管理等事業

不動産の仲介、賃貸借、管理

マテリアル事業

コンクリート二次製品の製造販売、土木・建築資材、工事の請負

その他

保険代理店業、飲食事業、飲料製造事業、衣料品事業

11 主要な営業所および工場

名	称	所	在	地
本	社	静岡県静岡市葵区常磐町一丁目4番地の12		
焼	津	工場	静岡県焼津市利右衛門2622番地	
不	動	産	開	発
事	業	本	部	静岡県静岡市葵区常磐町一丁目4番地の12
マ	テ	リ	ア	ル
事	業	本	部	静岡県静岡市葵区常磐町一丁目4番地の12
株	式	会	社	ワイシーシー
				静岡県静岡市葵区常磐町一丁目4番地の12
株	式	会	社	Y C F
				静岡県静岡市葵区常磐町一丁目4番地の12
株	式	会	社	Y C L
				静岡県焼津市小屋敷466番地
東	海	道	リ	ー
ト				・マネジメント株式会社
				東京都千代田区永田町二丁目14番3号
株	式	会	社	Y C A
				静岡県静岡市葵区常磐町一丁目4番地の12
東	海	道	リ	ー
ト				投資法人
				東京都千代田区永田町二丁目14番3号

12 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

区	分	当連結会計 年度末従業員数	前連結会計 年度末比増減	平	均	年	令	平均勤続年数
	男性	82名	32名減	42.2才				7.9年
	女性	18名	－	40.9才				7.7年
	合計又は平均	100名	32名減	42.0才				7.9年

(注) 上記には臨時従業員（41名）、請負により生産に従事している作業者は含まれておりません。なお、臨時従業員数には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

13 主要な借入先

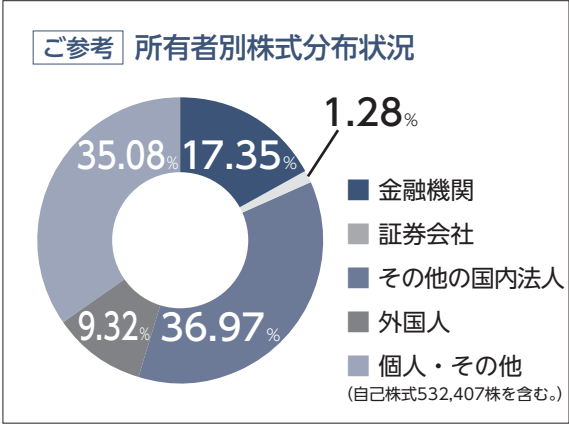
借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	5,075
株式会社静岡銀行	2,986
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,030
株式会社三井住友銀行	1,000
静岡県信用農業協同組合連合会	640
株式会社商工組合中央金庫	200
株式会社日本政策金融公庫	200
みずほ信託銀行株式会社	152
日本生命保険相互会社	100
島田掛川信用金庫	76

14 その他株式会社の現況に関する重要な事項

2021年4月1日に当社の完全子会社である株式会社ＹＣＫを設立し、2021年5月20日開催の取締役会において、2021年6月26日付で当社の設計監理に関する事業及び建築工事請負に関する事業を吸収分割の方法により株式会社ＹＣＫに承継させることを決議し、同日分割契約を締結しました。

II 会社の株式に関する事項

- 1 発行済株式総数
- 7,497,841株（自己株式数532,407株を除く。）
- 2 株主数
- 1,875名
- 3 単元株式数
- 100株



4 大株主の状況

株主名	持株数 千株	持株比率 %
ワイズ株式会社	2,019	26.92
QUINTET PRIVATE BANK (EUROPE) S. A. 107704	402	5.36
太平洋セメント株式会社	320	4.26
ヨシコン取引先持株会	273	3.64
株式会社三菱UFJ銀行	248	3.31
株式会社静岡銀行	248	3.31
株式会社みずほ銀行	248	3.31
吉田 尚洋	240	3.20
吉田 立志	239	3.19
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	229	3.05

(注) 持株比率は、自己株式（532,407株）を控除して算定しております。

5 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、2019年5月8日開催の当社取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議し、また、2019年6月18日開催の当社第51期定時株主総会において、本制度に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額200,000千円以内として設定すること、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は200,000株を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を3年間とすること等につき、ご承認をいただいております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

役員区分	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	200 千株	2 名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

6 その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1 当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権の状況

該当事項はありません。

2 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の内容等

該当事項はありません。

3 その他新株予約権等に関する重要な事項等

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1 取締役および監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	吉 田 立 志	
代 表 取 締 役 社 長	吉 田 尚 洋	
専 務 取 締 役	大 塚 達 郎	不 動 産 開 発 事 業 本 部 長 兼 エ ン ブ ル マ ネ ジ メ ン ト 事 業 本 部 長
専 務 取 締 役	笠 原 弘 道	マ テ リ ア ル 事 業 本 部 長 兼 開 発 営 業 本 部 長
常 務 取 締 役	秋 野 徹	不 動 産 開 発 事 業 本 部 副 本 部 長
取 締 役	高 田 辰 男	エ ン ブ ル マ ネ ジ メ ン ト 事 業 本 部 副 本 部 長
取 締 役	杉 本 貞 章	経 営 管 理 本 部 長
取 締 役	赤 堀 一 通	赤 堀 一 通 土 地 家 屋 調 査 士 行 政 書 士 事 務 所 所 長 兼 静 岡 県 土 地 家 屋 調 査 士 会 会 長
常 勤 監 査 役	池 田 寛	
監 査 役	影 山 孝 之	影 山 孝 之 税 理 士 事 務 所 所 長
監 査 役	渡 辺 隆 之	

- (注) 1. 取締役赤堀一通氏は、社外取締役であります。
2. 監査役影山孝之氏及び渡辺隆之氏は、社外監査役であります。
3. 監査役影山孝之氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

2 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を定めており、その概要は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、代表取締役が役職、業績、社会水準、業績への貢献度合等を総合的に勘案して決定するものとしております。なお、当該決定にあたっては、社外取締役及び社外監査役へ諮問し、その答申内容を尊重するものとしております。

また、決定方針の決定方法は、取締役会の決議により決定しております。当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、社外取締役及び社外監査役の答申内容を十分に尊重しており、決定方針に沿うものと取締役会が判断しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2015年6月19日開催の第47期定時株主総会において年額400,000千円以内(使用人兼務役員の使用人分の給与は含まない)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち社外取締役は1名)です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2019年6月18日開催の第51期定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式制度に基づき支給する金銭報酬債権の総額を年額200,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く。)の員数は7名です。

監査役の金銭報酬の額は、1989年7月28日開催の第21期定時株主総会において年額15,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長吉田立志及び代表取締役社長吉田尚洋が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において一任しており、その理由は、経営上の機動的な意思決定のためであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、個人別の報酬等の内容が社外取締役及び社外監査役へ諮問され、その答申内容が十分に尊重されていることを確認する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	572,629 (2,400)	246,204 (2,400)	144,000 (一)	182,425 (一)	8 (1)
監査役 (うち社外監査役)	9,666 (3,600)	9,666 (3,600)	—	—	3 (2)

(注) 1. 業績連動報酬等は、本定時株主総会において決議予定の役員賞与であります。

2. 業績連動報酬等の額の算定にあたっては、取締役会に一任された代表取締役が社外取締役及び社外監査役へ諮問した上で、役職や業績、社会水準、業績への貢献度合等を総合的に勘案して決定しておりますが、その中でも特に連結経常利益を重視しております。その理由は、経営努力の結果を最もよく反映する指標だと考えるからであります。

なお、当事業年度を含む連結経常利益の推移は「Ⅰ 企業集団の現況に関する事項 8 財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。

3. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。
4. 株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、非金銭報酬として譲渡制限付株式を付与しております。

なお、当該株式報酬の内容及び交付状況は「Ⅱ 会社の株式に関する事項 5 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

3 社外役員に関する事項

(1) 取締役 赤堀 一通

ア 重要な兼職先と当社との関係

他の法人等の業務執行者の兼職状況

赤堀一通土地家屋調査士行政書士事務所所長兼静岡県土地家屋調査士会会長であります。当社との間に重要な取引関係はありません。

イ 当事業年度における主要な活動状況

1) 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度に開催した取締役会の全てに出席しております。また、出席した取締役会において社外取締役として、報告事項や決議事項について適宜質問し、土地家屋調査士の専門的な立場から意見を述べております。さらに、上記のほか、取締役の個人別の報酬等の内容を代表取締役が決定するにあたって、独立した客観的立場から答申するなどにより、経営陣の監督に努めております。

(2) 監査役 影山 孝之

ア 重要な兼職先と当社との関係

影山孝之税理士事務所所長であります。当社との間に重要な取引関係はありません。

イ 当事業年度における主要な活動状況

1) 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度に開催した取締役会の全てに出席しております。また、出席した取締役会において社外監査役として、報告事項や決議事項について適宜質問し、税務・会計の専門的な立場から意見を述べております。

2) 監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度に開催した監査役会の全てに出席し、社外監査役として行った監査内容を報告し、専門的な立場から意見を述べております。

(3) 監査役 渡辺 隆之

ア 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ 当事業年度における主要な活動状況

1) 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度に開催した取締役会の全てに出席しております。また、出席した取締役会において社外監査役として、報告事項や決議事項について適宜質問し、警察業務従事の経験を活かし法務事項やリスク管理の見地から意見を述べております。

2) 監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度に開催した監査役会の全てに出席し、社外監査役として行った監査内容を報告し、専門的な立場から意見を述べております。

V 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2 責任限定契約の内容の概要

当社は、2006年6月23日開催の第38期定時株主総会で定款を変更し、会計監査人の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が会計監査人有限責任監査法人トーマツと締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

会計監査人の責任限定契約

会計監査人は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき故意又は重大な過失があった場合を除き、会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

3 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--|----------|
| (1) 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 24,000千円 |
| (2) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24,670千円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

4 非監査業務の内容

当社が監査公認会計士等に対して支払っている非監査業務の内容としましては、収益認識に関する会計基準に係るアドバイザー業務、社員研修関連業務等であります。

5 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

特に定めておりません。

Ⅵ 会社の体制及び方針

1 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び当該体制の運用状況は、以下のとおりであります。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①コンプライアンス体制の基礎として、企業行動憲章及びコンプライアンスガイドラインを定める。
社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進する。
 - ②内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を置く。
 - ③取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく経営戦略会議に報告するものとする。
 - ④法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての内部通報制度として、常勤監査役を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行うこととする。
 - ⑤監査役は当社の法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、情報管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとする。
 - ②リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に取締役・執行役員によって構成される経営戦略会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
- (5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
①グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する行動指針として、グループ会社行動憲章を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定めるものとする。
経営管理については、グループ会社経営管理基本方針を定め、子会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。
②子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部監査室に報告するものとする。内部監査室は直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べるができるものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
①監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程を定め、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。
②監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項及び時期についての規程を定めることとし、当該規程に基づき、取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
 - ②内部通報制度の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
 - ③監査役会は、「監査役会規程」に従い、監査の実効性を確保するため、監査役の職務執行上必要と見込まれる費用について予算を計上しております。

(当該体制の運用状況)

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況については、上記基本方針に基づいた取組みを行っております。具体的には、取締役8名（社外取締役1名を含む）及び監査役3名（社外監査役2名を含む）を出席者とする経営戦略会議を毎月1回開催し必要な都度協議するとともに、取締役会として重要な経営上の意思決定を行っております。また、内部統制システムの整備・運用状況に関して、監査役及び内部監査室がモニタリングを行い、重要な不備がないか確認を行っております。

法令の改正や経営環境の変化に対応して社内規程の見直しを随時実施し、効果的な体制の整備・運用を行っております。

2 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	25,758,508	流 動 負 債	14,210,598
現 金 及 び 預 金	1,639,247	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,841,163
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	693,726	短 期 借 入 金	10,001,550
商 品 及 び 製 品	71,210	1年内返済予定の長期借入金	490,956
仕 掛 品	270	未 払 金	292,909
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	14,030	未 払 法 人 税 等	721,726
販 売 用 不 動 産	22,607,189	賞 与 引 当 金	43,442
未 成 工 事 支 出 金	148,952	役 員 賞 与 引 当 金	144,000
そ の 他	586,594	そ の 他	674,848
貸 倒 引 当 金	△2,714	固 定 負 債	1,613,251
固 定 資 産	11,488,908	長 期 借 入 金	968,390
有 形 固 定 資 産	3,720,267	そ の 他	644,861
建 物 及 び 構 築 物	1,177,728	負 債 合 計	15,823,849
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	72,959	(純 資 産 の 部)	
土 地	2,450,416	株 主 資 本	21,323,546
そ の 他	19,163	資 本 金	100,000
無 形 固 定 資 産	63,000	資 本 剰 余 金	3,598,300
投 資 そ の 他 の 資 産	7,705,640	利 益 剰 余 金	17,980,580
投 資 有 価 証 券	7,202,673	自 己 株 式	△355,334
長 期 貸 付 金	4,291	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	68,871
繰 延 税 金 資 産	200,914	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	68,871
そ の 他	368,858	非 支 配 株 主 持 分	31,150
貸 倒 引 当 金	△71,097	純 資 産 合 計	21,423,568
資 産 合 計	37,247,417	負 債 純 資 産 合 計	37,247,417

連結損益計算書

(自 2020年 4 月 1 日)
(至 2021年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上		21,081,553
売上		17,173,666
販売費		3,907,887
営業		2,249,689
営業		1,658,197
受取	235	
受仕	12,910	
不匿	7,426	
受そ	2,661	
営	693,982	
営	3,184	
営	138,160	858,561
支	77,076	
貸	845	
損	12,000	
そ	5,147	95,068
経		2,421,690
特		
特	31,333	31,333
特	563	
特	14,037	
減	60,860	75,460
税		2,377,563
金	988,326	
等	△82,425	905,900
調		1,471,663
整		11,176
前		1,460,486
当		
期		
純		
利		
益		
親		
会		
社		
株		
主		
に		
帰		
属		
す		
る		
当		
期		
純		
利		
益		

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年 4 月 1 日)
(至 2021年 3 月31日)

(単位：千円)

科	目	金 額
株主資本		
資本金		
当期首残高		100,000
当期末残高		100,000
資本剰余金		
当期首残高		3,555,182
連結会計年度中の変動額		
自己株式の処分		43,117
連結会計年度中の変動額合計		43,117
当期末残高		3,598,300
利益剰余金		
当期首残高		16,848,486
連結会計年度中の変動額		
剰余金の配当		△328,402
親会社株主に帰属する当期純利益		1,460,486
その他		9
連結会計年度中の変動額合計		1,132,093
当期末残高		17,980,580
自己株式		
当期首残高		△488,816
連結会計年度中の変動額		
自己株式の処分		133,482
連結会計年度中の変動額合計		133,482
当期末残高		△355,334
株主資本合計		
当期首残高		20,014,852
連結会計年度中の変動額		
剰余金の配当		△328,402
親会社株主に帰属する当期純利益		1,460,486
自己株式の処分		176,600
その他		9
連結会計年度中の変動額合計		1,308,693
当期末残高		21,323,546

科 目	金 額
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	38,346
連結会計年度中の変動額	
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	30,524
連結会計年度中の変動額合計	30,524
当期末残高	68,871
その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	38,346
連結会計年度中の変動額	
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	30,524
連結会計年度中の変動額合計	30,524
当期末残高	68,871
非支配株主持分	
当期首残高	19,974
連結会計年度中の変動額	
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	11,176
連結会計年度中の変動額合計	11,176
当期末残高	31,150
純資産合計	
当期首残高	20,073,173
連結会計年度中の変動額	
剰余金の配当	△328,402
親会社株主に帰属する当期純利益	1,460,486
自己株式の処分	176,600
その他	9
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	41,701
連結会計年度中の変動額合計	1,350,394
当期末残高	21,423,568

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
流 動 資 産	預 金	24,668,583	流 動 負 債	借 入 金	13,902,663
現金及び預	金	1,166,151	買 入 掛 金	1,746,095	
受取手	金	170,754	短期借入	10,001,550	
商品及び製	品	340,662	1年内返済予定の長期借入	399,600	
仕掛及び製	品	69,437	未払金	272,455	
原材料及び貯蔵	品	270	未払費用	19,721	
販売用不動産	金	5,360	未払法人税等	660,959	
前払工事費	金	22,200,204	前払受取金	539,703	
その他当	金	148,952	賞与引当金	82,065	
倒引当	金	112,726	役員賞与引当金	36,513	
固 定 資 産	他 金	456,776	固 定 負 債	144,000	
有形固定資	産 金	△2,714	長期借入	1,294,062	
建物	物	10,889,688	役員長期未払	697,900	
構築物	物	1,463,062	長期預り	208,340	
機械及び装	置	64,859	その他	350,055	
車両及び運搬	具	14,762		37,766	
工具、器具及び備	品	54,996	負 債 合 計	15,196,726	
無 形 固 定 資 産	地 産	0	(純 資 産 の 部)		
借入金	権	12,318	株 主 資 本	20,292,674	
ソフ ト ウ ェ ア	他 金	1,316,124	資 本 剰 余 金	100,000	
その 他 の 資 産	他 金	63,000	資 本 準 備 金	3,603,256	
投資その他の資	産 金	10,029	その 他 資 本 剰 余 金	1,854,455	
投資有価証券	株 式	46,472	利益剰余金	1,748,801	
関係会社株	式	6,498	利益剰余金	16,944,752	
出資の 他 の 資 産	他 金	9,363,625	利益剰余金	131,222	
長期貸付権	金	7,202,673	その 他 利 益 剰 余 金	16,813,529	
破産更生債権	金	1,701,953	圧縮記帳積立	174,714	
繰延税金	金	2,920	別途積立	8,470,000	
繰延税金	金	2,291	繰越利益剰余	8,168,815	
繰延税金	金	63,482	自 己 株	△355,334	
繰延税金	金	183,968	評 価 ・ 換 算 差 額	68,871	
繰延税金	金	118,464	その他有価証券評価差額	68,871	
繰延税金	金	158,968	純 資 産 合 計	20,361,545	
繰延税金	金	△71,097	負 債 純 資 産 合 計	35,558,271	
資 産 合 計		35,558,271			

損益計算書

(自 2020年 4 月 1 日)
(至 2021年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		19,698,859
売上総利益		15,937,383
売上費		3,761,476
売上総利益		2,183,116
売上総利益		1,578,360
受取利息	123	
受取配当金	12,907	
受取割当金	7,361	
受取還付金	2,661	
受取投資利	693,982	
受取手数料	4,820	
受取他費用	123,695	845,552
支払利息	74,755	
支払繰入金	845	
支払繰入金	3,847	79,448
経常利益		2,344,463
経常利益	1,579	1,579
経常利益	14,037	
経常利益	60,860	74,897
経常利益		2,271,146
経常利益	931,100	
経常利益	△78,641	852,459
経常利益		1,418,687

株主資本等変動計算書

(自 2020年 4 月 1 日)
(至 2021年 3 月31日)

(単位：千円)

科	目	金 額
株主資本		
資本金		
当期首残高		100,000
当期末残高		100,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高		1,854,455
当期末残高		1,854,455
その他資本剰余金		
当期首残高		1,705,683
事業年度中の変動額		
自己株式の処分		43,117
事業年度中の変動額合計		43,117
当期末残高		1,748,801
資本剰余金合計		
当期首残高		3,560,138
事業年度中の変動額		
自己株式の処分		43,117
事業年度中の変動額合計		43,117
当期末残高		3,603,256
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高		131,222
当期末残高		131,222
その他利益剰余金		
特別償却準備金		
当期首残高		2,299
事業年度中の変動額		
特別償却準備金の取崩		△2,299
事業年度中の変動額合計		△2,299
当期末残高		—

科 目	金 額
圧縮記帳積立金	
当期首残高	174,792
事業年度中の変動額	
圧縮記帳積立金の取崩	△78
事業年度中の変動額合計	△78
当期末残高	174,714
別途積立金	
当期首残高	8,170,000
事業年度中の変動額	
別途積立金の積立	300,000
事業年度中の変動額合計	300,000
当期末残高	8,470,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	7,376,152
事業年度中の変動額	
剰余金の配当	△328,402
当期純利益	1,418,687
特別償却準備金の取崩	2,299
圧縮記帳積立金の取崩	78
別途積立金の積立	△300,000
事業年度中の変動額合計	792,663
当期末残高	8,168,815
利益剰余金合計	
当期首残高	15,854,467
事業年度中の変動額	
剰余金の配当	△328,402
当期純利益	1,418,687
事業年度中の変動額合計	1,090,284
当期末残高	16,944,752
自己株式	
当期首残高	△488,816
事業年度中の変動額	
自己株式の処分	133,482
事業年度中の変動額合計	133,482
当期末残高	△355,334

科	目	金 額
株主資本合計		
当期首残高		19,025,789
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△328,402
当期純利益		1,418,687
自己株式の処分		176,600
事業年度中の変動額合計		1,266,884
当期末残高		20,292,674
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高		38,346
事業年度中の変動額		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）		30,524
事業年度中の変動額合計		30,524
当期末残高		68,871
評価・換算差額等合計		
当期首残高		38,346
事業年度中の変動額		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）		30,524
事業年度中の変動額合計		30,524
当期末残高		68,871
純資産合計		
当期首残高		19,064,136
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△328,402
当期純利益		1,418,687
自己株式の処分		176,600
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）		30,524
事業年度中の変動額合計		1,297,409
当期末残高		20,361,545

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

ヨシコン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

静岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 郷 右 近 隆 也 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山 崎 光 隆 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヨシコン株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヨシコン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査報告書

2021年5月28日

ヨシコン株式会社

代表取締役社長 吉 田 尚 洋 殿

ヨシコン株式会社 監査役会

常勤監査役 池 田 寛 ㊞

監 査 役 影 山 孝 之 ㊞

監 査 役 渡 辺 隆 之 ㊞

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第53期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

（注） 監査役影山孝之及び監査役渡辺隆之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

ヨシコン株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

静岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 郷 右 近 隆 也 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 崎 光 隆 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヨシコン株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

2021年5月28日

ヨシコン株式会社

代表取締役社長 吉 田 尚 洋 殿

ヨシコン株式会社	監査役会
常勤監査役	池 田 寛 ㊞
監 査 役	影 山 孝 之 ㊞
監 査 役	渡 辺 隆 之 ㊞

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

- (注) 監査役影山孝之及び監査役渡辺隆之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

